



# 第4次京丹後市障害者計画・第7期京丹後市障害福祉計画

～地域の中で共に生きる障害者福祉の充実～

地域の一員として安心・快適な生活を営むことができる「共生社会」

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め尊重し合い、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現を図るため、平成30年3月に「第3次京丹後市障害者計画」を策定しました。同時に具体的な障害福祉サービスの目標量を定めた「第5期京丹後市障害福祉計画」を策定、計画期間が3年であるため令和3年3月には「第6期京丹後市障害福祉計画」を策定し、必要な給付や利用支援などを行いながら、障害福祉サービスの充実・確保に取り組んできました。

この間、わが国では、平成25年4月に、障害者自立支援法から新たに障害者総合支援法が施行され、障害者の定義に難病などが追加されるなど大きく変化してきています。

さらにわが国は、国際条約である「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」を踏まえ、国内法の整備を進め平成26年1月に批准しました。令和3年6月には「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が改正され、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制限している社会的障壁を取り除き障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、合理的な配慮の提供が令和6年4月から義務化されます。また、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的に令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されました。

このような状況に対応するため、本市における障害者施策の基本指針と方向性を明らかにするとともに、障害者福祉サービスの充実・確保に向け、新たな計画として「第4次京丹後市障害者計画」及び「第7期京丹後市障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

## 2. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業などの各種福祉サービスについては、令和8年度までの目標値を設定することとされているため、この計画の障害福祉計画部分については、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

また、計画については、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		第4次	障害者計画	(6年間)	
第7期	障害福祉計画	(3年間)			
		見直し	第8期	障害福祉計画	(3年間)

## ● 第4次京丹後市障害者計画

### 1. 計画の基本理念

#### 「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人など様々な人が生活しています。だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築くためには、障害のある人の生活においても当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、物理的にも精神的にもまた、慣習、観念その他あらゆるバリアフリーの社会をめざしていかなければなりません。

本市では、障害のあるなしにかかわらず日常生活又は社会生活を営む上で、障害のある人となない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、障害に応じた自立生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念、さらに平成18年国際連合総会において採択された「障害者権利条約」の趣旨を踏まえた「障害者差別解消法」の基本方針のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、だれもが障害による様々な環境の不便さを自分のこととして意識し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていきます。

## 2.計画の視点

### 1 基本的人権の尊重

計画の基本理念である「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」を実現していくには、障害のあるなしによって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら障害のある人の自立及び社会参加の支援などのため施策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。基本的人権は、日本国憲法第11条において全ての国民に保障された権利であり、各種施策は、この視点を踏まえて策定します。

### 2 障害のある人の能力への気づきと創造の促進

障害のある人の創造の場と機会を提供することにより新たな可能性を引き出し、その素晴らしい才能が豊かに育まれ、生き生きと自立し、様々な分野で活躍していく生活に繋げるとともに、障害のある人もない人も関係なく支え合い高め合って共生が多彩に発展していく環境整備を進めます。

### 3 社会のバリアフリー化の推進

障害のある人が、毎日の生活を送る上での支障となる社会的障壁（バリア）をなくすための配慮について企業や市民全体で共有する仕組みを進め、道路・交通・公共施設などのバリアフリー化の推進とあわせて、差別や偏見など心のバリアフリー化についても取り組みを進めるとともに、障害特性に応じたコミュニケーション手段や情報取得手段、また地域生活を支援するためのサービス提供基盤を確保するよう努めます。

### 4 障害者特性などの配慮や利用者本位の総合的な支援の展開

個々の障害特性を的確に把握するとともに、サービス提供事業所や関係機関、民間企業、NPO、当事者団体などと連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切なサービスが提供できるよう支援体制を整えていきます。また、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談支援や利用援助などの体制、さらにはケアマネジメントの体制を強化します。

### 5 総合的かつ効果的な施策の推進

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージの全段階を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、関係機関の緊密な連携を確保するとともに、「京丹後市地域福祉計画」「京丹後市高齢者保健福祉計画」「京丹後市子ども・子育て支援事業計画」「京丹後市健康増進計画」「京丹後市成年後見制度利用促進基本計画」などとの整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。

### 6 市民参加と協働の推進

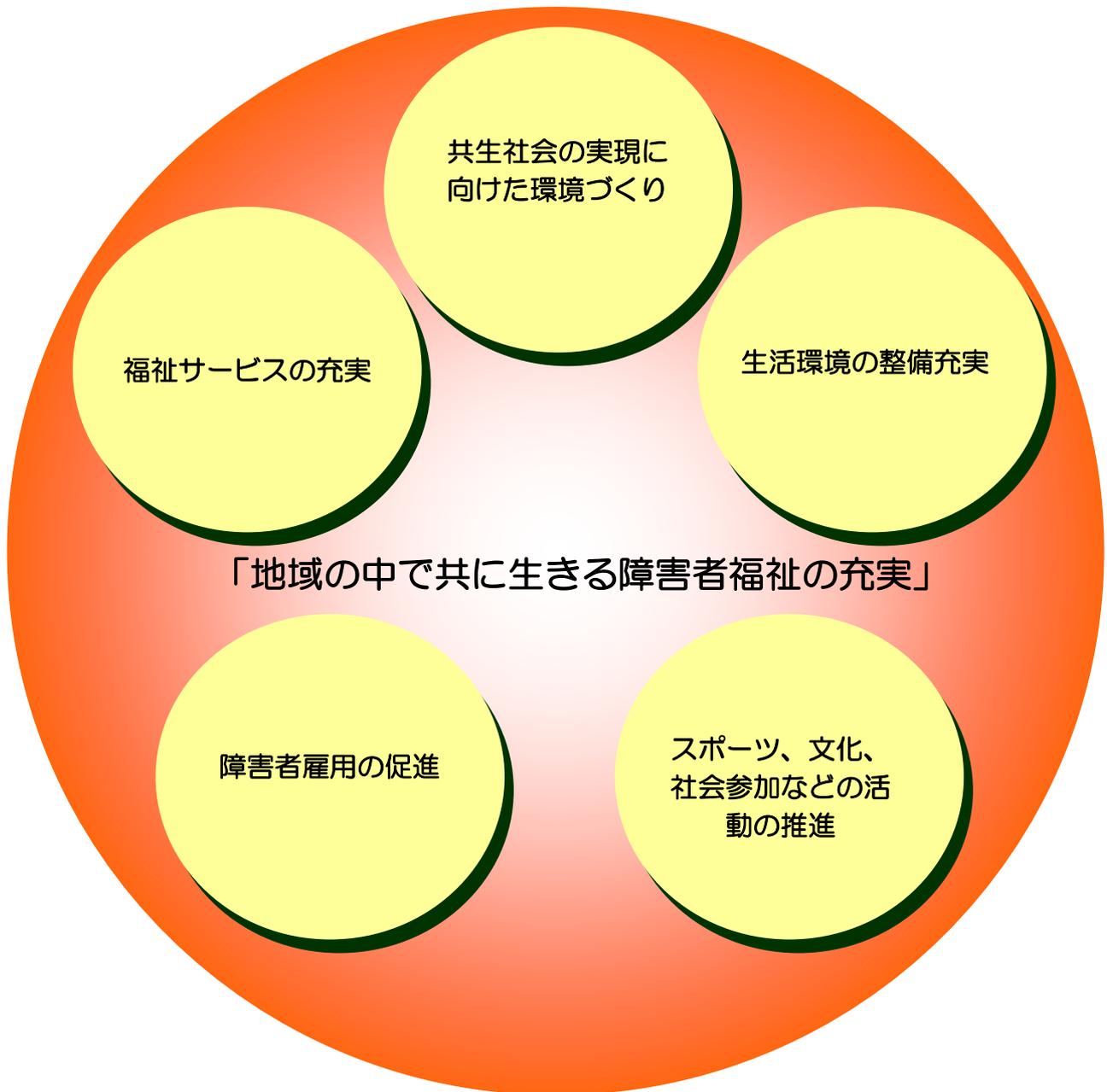
「共生社会」を実現していくには、地域に暮らす市民一人ひとりの理解と協力が最も重要な要素となります。障害のある人が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、すべての市民が相互交流の輪を広げながら、共に地域のまちづくりを担う一員として、力をあわせ、障害のある人が日常生活を営む上で障壁となるような「社会的障壁（バリア）」のないまちづくりを進めます。

### 7 SDGs とのつながり

本市は、令和3年5月に国の「SDGs未来都市」に選定され、また令和4年10月には「京丹後市SDGsとともに創生・発展するまちづくり推進条例」を制定し、SDGsの考えを取り入れながらまちづくりを推進しています。

### 3.基本目標

京丹後市総合計画をはじめ、アンケート調査やヒアリングなどの結果及び第3次計画の成果と課題を踏まえ、本計画の基本理念である「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」の実現に向け、次の5つを基本目標としてかけます。



(施策体系へ追加とした取り組み)

- ① ヤングケアラーへの支援
- ② 読書バリアフリーの推進
- ③ 情報アクセシビリティの向上・意志疎通支援

## 4. 施策の体系

### 広報・啓発活動

広報・啓発活動の充実  
福祉教育の推進  
交流活動の促進

### 生活支援

障害福祉サービスなどの充実  
健康・医療体制の充実  
権利擁護の推進  
地域福祉活動の推進

### 療育・教育

障害の早期発見・対応  
就学前療育・保育の充実  
障害のある子どもの教育の充実

### 雇用・就労

障害のある人の雇用の場の拡大  
総合的な支援・施策の推進

### 生活環境

ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進  
防災・防犯への対応

### 生きがい・社会参加支援

文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進  
社会参加を促す支援の充実（移動、コミュニケーション、情報取得）

## 5.計画の推進体制

### 1 地域との連携

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関などとの連携・協働が重要となります。そのため、自立支援協議会や障害者福祉団体などとの連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

### 2 保健・医療との連携

障害のある人のニーズが多様化し、また、重度障害のある人や難病患者への適切な対応、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、発達障害及び精神障害者などへの対応が求められる中、障害のある人の地域生活を支えるサービスにおいても、様々なニーズに対応できる保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、自立支援協議会を活用し、医療機関とサービス提供事業所など保健・医療・福祉の連携を強化します。

### 3 庁内推進体制の整備

障害者福祉施策については、保健・医療や福祉、教育、雇用・就労、都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を展開していきます。

# 第7期京丹後市障害福祉計画

## 1. 計画の視点

### 1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成などを促進し、障害のある人が、積極的に社会参加や地域生活を行えるよう、障害福祉サービスの質の向上・確保を進めます。

### 2 地域生活への移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を確保するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービスの拠点づくりや地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

### 3 障害のある人の能力・才能への気づきと創造を促進

人はそれぞれに秘めた才能を持っています。障害のある人のその才能の創造と開花する機会を支援するために社会的障壁（バリア）をなくし、様々な分野で活躍できる、地域共生社会に繋げるとともに、障害のある人もない人も関係なくお互いを認め合い高め合って、共生が多彩に発展していく環境整備を進めます。

### 4 地域社会の理解と参加の促進

サービス提供や基盤整備について、サービスを利用する障害のある人のニーズを適切に把握し、その意向を計画に反映することはもちろんですが、障害及び障害のある人に対する地域社会の障害者理解を得ることも重要なことです。本計画にあたっては、自立支援協議会をはじめ、障害のある人本人や地域住民、企業などへ啓発・広報を通じて積極的に幅広く参加を求めています。

### 5 総合的な取り組み

地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉分野のみならず、雇用、教育、医療といった分野をこえた総合的な取り組みが不可欠です。公共職業安定所や特別支援学校などの行政・教育機関、企業、医療機関といった立場の異なる機関との協働を推進し、ニーズの共有化、体制整備を進めます。

### 6 目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方

第7期障害福祉計画の目標値・サービス見込量は、第6期計画の実績数値に伴う現状把握や地域における課題、障害のある人などのニーズを踏まえ、必要なサービス量を見込んでいます。また、数値目標の考え方は、国の指針を踏まえつつ、これまでの実績や地域資源の状況を考慮し設定しています。

## 2.計画の性格

本計画は、国が示した基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）（以下「国の指針」という）を踏まえ、策定しています。

主な内容は次のとおりです。この計画はこれらの改正の内容を踏まえて策定しました。

### 【定める（見直す）こととされている事項】

- 令和8年度の福祉施設の入所者の地域生活への移行人数
- 令和8年度の精神病床における1年以上長期入院患者数
- 令和8年度の福祉施設から一般就労への移行人数
- 令和8年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村の地域生活支援事業及び障害児通所支援などの種類ごとの必要な量の見込み

◆サービスの体系

